別記第１号様式（第４条関係）　　　　　　　　　　　　　 （表）

|  |  |
| --- | --- |
| 屋 外 広 告 物 許 可 申 請 書 |  |
| 　下記のとおり申請します。　　　　年　　月　　日 登別市長　様  | 出願者 | 住所 〒氏名 電話 番 |
|  表示又は 設置の場所 1 (移動するもの はその範囲) |  |  表示又は 2 設置の期間 |  年　　 月　 　日から 年　 　月　 　日まで |
|  屋外広告物 3 の態様 | 種　　　類 | 縦 | 横 | 一面の表示面積 | 面数 | 表示面積 | 数量 | 照 明 | 高さ |
|  |  　　ｍ |  　　 ｍ |  　　　　㎡ |  |  　　　　　㎡ |  | 有・無 |  　ｍ |
|  建築基準法 4 による工作物 の確認 | 要 （未申請・申請中・有）・不要 |  道路法による 5 占用許可 | 要　（未申請・申請中・有） ・不要 |  その他の6 法令による　 許可・届出 |  法令名　要（未申請・申請中・有）・不要 |
|  工事完成 7 予定年月日 | 　 年　　　月　　　日 | 8 工事施工者 |  住　所 〒 氏　名 電話 番（北海道屋外広告業登録番号　第　　　　　　　　　　　　　　　号） |
| 9地域の区分 | 許可地域等に該当する場合 |  |
| 都市計画区域 |  |
|  　　　　　　　第一種低層住居専用地域 　　　　第一種住居地域　　　　近隣商業地域 用途地域　　　第二種低層住居専用地域 　　 第二種住居地域　　　　商業地域 　　　　　　　第一種中高層住居専用地域 　　 準住居地域 　　 準工業地域 　　内　 第二種中高層住居専用地域 　　　　 工業地域 ・外 　　　　　　　田園住居地域 　　　　 工業専用地域 |
|  （内・外） |
|  国立公園・国定公園・道立自然公園 の区域 |  内（特別地域・普通地域）・外 |
|  条例第３条第１項第５号の区域 |  内 道路、鉄道等の名称（　　　　　　　　　　　　　） 　　　　・外 　 道路、鉄道等からの距離（ ｍ） |
|  その他の許可地域等 |  条例第３条第１項第　　号　　の区域（ ） |
|  禁止地域・場所に該当する場合 |  条例第２条第１項第　　号　　の区域（ ） |
|  ※　地域区分の判定 |  第　　　種許可地域　・　第　　　種禁止地域 （活用・整備）地区 |
|  ※　　　受　　　　　　付 | １０管理者 | （管理者として選任する者）住所 〒氏名  電話 番（北海道屋外広告業登録番号　第　　　　　　　　　　号） |
|  |
| （道内営業所）所在地　〒名称 電話 番 |
| （有資格者）住所氏名資格（屋外広告物講習会修了番号　第　　　　　　　　　　号） |
| ※許可証明欄 |  　　　年　　　　　　　　月　　　　　　　　 日 |  ※　この申請を許可します。 登別市長 　　　　　　 |
|  第　　　　　　　　　　　　　　　　号指令 |
|  年 　　　月 日から 年 　　　月 日まで |
|

（裏）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １１表示又は設置の限度 | 屋　　　 上広　 告 　物 |  広告物の上端の 地上からの高さ |  建築物の高さ Ａ |  Ａ×2/3 | ※　広告物の高さの限度 |
|  ｍ |  ｍ |  ｍ |  ｍ |
| 壁　　　 面広　 告 　物 | 取付け壁面の面積　Ａ | Ａ×１／３ | 既表示面積 | 今回申請面　　　積 | ※　広告物の面積の限度 |
|  ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |
| 自 　家 　用広　 告　 物 | 既表示面積 | 今回申請面　　　積 |  ※　備考 |
| ㎡ |  　㎡ |
| 案　 内 　用広　 告 　物 |  既表示面積 ・　個　数 |  今回申請面積 ・　 個 　数 | 今回申請する案内用広告物と施設等の距離 | 　発光・照明装置の光源 |
| 　　　　　　　　　　　 　　ｋｍ | 点滅の有無 | 回転の有無 |
|  ㎡ |  ㎡ | 既設案内用広告物の表示・設置場所及び相互距離 |  　有・無 |  　有・無 |
| 既設案内用広告物① | （場所）（相互距離）　　　　　　　 　　 ｋｍ |
| 既設案内用広告物② | （場所）（相互距離） 　 ｋｍ |
|  個 |  個 |
| 既設案内用広告物③ | （場所）（相互距離） ｋｍ |

 注　１　※印欄は、記載しないこと。

 ２　住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名を記載すること。

 　３ 「北海道屋外広告業登録番号」の項目は、工事施工者が屋外広告業者である場合にのみ記載すること。

 ４　「地域の区分」欄は、表示若しくは設置の場所が該当する区分を丸印で囲み、又は必要事項を記載すること。

 　 なお、「条例第３条第１項第５号の区域」欄は、表示又は設置の場所が第三種許可地域、第四種許可地域又は第六種許可地域に該当する場合にのみ記載すること。

 　５　「管理者」欄は、次によること。

 　 (1)　簡易広告物以外の広告物、広告車以外の広告物又は掲出物件に係る申請の場合に記載すること。

 (2)　管理者は、道内に住所（法人にあっては、事務所）を有するものであること。

 (3) 個人が管理者となる場合には、「管理者として選任する者」欄に必要事項を記載するとともに、「有資格者」欄にその有する資格（屋外広告物講習会を修了している場合には、修了番号）を記載すること。法人が管理者となる場合には、「管理者として選任する者」欄に必要事項を記載するとともに、「有資格者」欄にその雇用している有資格者について必要事項を記載すること。道外に所在する本店が管理者となる場合には、「道内営業所」欄についても必要事項を記載すること。

 　 (4) 「資格」の項目は、管理者が屋外広告物法第10条第２項第３号イの試験に合格した者、一級広告美術仕上げ技能士、一級建築士若しくは二級建築士で屋外広告物講習会を修了したもの、特種電気工事資格者認定証（ネオン工事に係るものに限る。）若しくは電気主任技術者免状（第一種、第二種又は第三種）の交付を受けた者で屋外広告物講習会を修了したもの又は条例第２２条第１項の規定により屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者となる資格を有する者である場合に記載すること。

 　 (5)　「屋外広告物講習会修了番号」の項目は、管理者又はその雇用している有資格者が条例第22条第１項第１号の講習会の課程を修了した者である場合にその修了番号を記載すること。

 　 (6)　当該許可申請において管理者が複数となる場合は、屋外広告物管理者選任等届により個々の管理者ごとに届け出ること。

 ６　「表示又は設置の限度」欄は、次によること。

 　(1)　「屋上広告物」欄及び「壁面広告物」欄は、表示又は設置の場所が第一種許可地域から第五種許可地域までに該当する場合にのみ記載すること。

 (2)　「自家用広告物」欄は、表示又は設置の場所が第六種許可地域に該当する場合にのみ記載すること。

 　 (3)　「案内用広告物」欄は、表示又は設置の場所が第六種許可地域又は禁止地域に該当する場合にのみ記載すること（「発光・照明装置の光源」欄は、禁止地域に該当する場合にのみ記載し、「点滅の有無」及び「回転の有無」の該当するものを丸印で囲むこと。）。

 (4) 「今回申請する案内用広告物と施設等との距離」欄は、今回申請する案内用広告物と案内の目的となる施設等との間の直線距離を記載すること。

　　 (５) 「既設案内用広告物の表示・設置場所及び相互距離」欄の「相互距離」の項目は、今回申請する案内用広告物と既設の案内用広告物（今回申請する案内用広告物と同一施設の案内を目的とするもの）との直線距離を記載すること。

　　 ７　次に掲げる書類を添付すること。

　 (1)　付近見取図

 　 (2)　形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩及び表示の方法に関する仕様書及び図面（照明を伴うときは、その旨を明示したもの）

 　 (3)　承諾書又は許可書の写し（表示し、又は設置する場所又は物件が、他人の所有又は管理に属する場合に限る。）

 　 (4)　第一種禁止地域、第二種禁止地域又は第六種許可地域における案内を目的とする広告物にあっては、案内しようとする施設等からの距離が明示されている図面

 　 (5)　「管理者」欄の「資格」又は「屋外広告物講習会修了番号」の項目に記載した場合は、当該資格等を証する書面の写し

屋外広告物の許可申請をされる皆様へ

（申請にあたり、下記「チェックリスト」による確認をお願いします。）

屋外広告物の許可申請チェックリスト（簡易版）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 確認項目 | チェック欄 |
| １ | 表示・設置する場所は都市計画区域内か区域外かを確認した。 | □ |
| ２ | 都市計画区域内の場合、どの用途地域に該当するかを確認した。 | □ |
| ３ | 高速自動車国道・自動車専用道路(一般国道に限る)・新幹線鉄道からの距離が500ｍを超えているか否かを確認した。 | □ |
| ４ | 用途地域以外や都市計画区域外の場合、国道・道道・鉄道からの距離が100ｍ以内か否かを確認した。 | □ |
| ５ | 第１種から第６種の許可地域ごとに定められている面積・高さ等の基準を満たしていることを確認した。 | □ |

　この他にも、立地条件によっては、上記に該当しない場合がありますので、許可基準等の詳細やご不明な点については、所管（総合）振興局（又は権限移譲されている市町村）にお問い合わせください。

屋外広告物の許可基準（地域別）の主な判定フロー図

